

令和7年度 第1回渋谷区労働報酬審議会 議事要旨

- 1 日 時 令和7年12月17日(水) 10時00分～10時35分
- 2 場 所 渋谷区役所 8階 811-1・2会議室
- 3 出席者 委 員 6人(小磯会長、福島委員、工藤委員、
山田委員、八木原委員、高島委員)
事務局 5人(総務部長、契約課長、契約係長、契約係員2人)

4 会議次第

- (1) 労働報酬下限額(業務委託契約等)の動向について
- (2) その他

5 主な内容

(1) 委員委嘱

審議会に先立ち、総務部長から委員1人に委嘱状の交付を行った。

(2) 議事

- ①労働報酬下限額(業務委託契約等)の動向について
事務局から資料説明後、意見交換を行った。

<主な意見等>

(委員)

- ・有給休暇の取り扱いは民間基準ではないか。給与は公務員を基にしているため、渋谷区職員の実態を踏まえた試算にしていただきたい。

(事務局)

- ・次回の審議会までにご意見のあった試算についても案2として資料作成する。そこで審議いただきたい。

(3) その他

事務局から、次の事項について報告等を行なった。

- ・「その他職種に関する労働報酬下限額」について、令和6年度第2回で議論となった軽作業の70%設定の理由を調査した。特別区各区でその

他職が 70%の理由は、熟練工などとの技術水準の違いを考慮すべきという平成 28 年世田谷区労働報酬専門部会での議論に基づき、各区が採用していると考えている。また、渋谷区における「その他職種」の対象職種についても具体的に調査した。専門職種の見習い、手伝い、解体前建物の周辺建物の事前確認写真撮影などの軽作業、非飛散性アスベストの運搬等が該当していた。引き続き、どのように適用されているかが大事なので、必要に応じ委員に報告したい。

- ・ 次回審議会の開催日程は、公共工事設計労務単価の公表時期を見込み、3月中旬を目途として日程調整をさせていただきたい。

<主な意見等>

(委員)

- ・ 平成 28 年世田谷区労働報酬専門部会の基準をずっと採用しているのは妥当なのか検討してほしい。建設業界は平成から 30%、人口が減っている。年収も下がっており上がっていない。その他職種でどんな人が該当しているか、ぱっと見は軽い仕事かもしれないが、未来の職人の卵を軽作業 70%で育てられるのか疑問。外国人も増えている。公共工事で安全担保できるのか。公契約条例の理念として良いのか。
- ・ 渋谷区は 23 区でも賃金水準が高い。それに合わせた労働報酬は必要になってくると思う。民間も賃上げが進んでいる。区や公はそれ以上のものを出さないと働き手がなくなるのでは。
- ・ 平成 28 年世田谷区労働報酬専門部会から 10 年近く経過しているため、渋谷区が引っ張る必要があるかもしれない。東京都でどういうきっかけで議論が進むのかわからない。だが、労働報酬の話で賃金にかかわるので、労働人口が減っていく中で金銭面以外の魅力的な発信が必要なのではないか。

(会長)

- ・ 次回の審議会に向けて「その他職種に関する労働報酬下限額」の資料の整理は可能か。

(事務局)

- ・ 本日の委員の議論や実務面を踏まえ、必要に応じて報告する。

(委員)

- ・ 現在の審議会の開催回数では足りていないと感じている。また、渋谷区以外の審議会は、多数決により決議しているケースがほとんどだと聞いたが、他区の審議会の参加者の話を聞くと多数決は少ないと聞いている。議論が長引く場合は、3回目の用意もあると前回聞いた。審議がまとま

らない場合は、3回目の議論の場を取っていただきたい。

(会長)

- 3回目の審議会予算はあるのか。

(事務局)

- はい、前回報告の通り確保している。

(会長)

- 3回目の審議会開催については、次回審議会をみて検討する。

以上